

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例（平成二十年千葉県条例第二十七号。以下「条例」という。）第四条及び第十一条の規定により、千葉県総合スポーツセンター（射撃場を除く。以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の告示）

第二条 千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、条例第一条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

（利用時間）

第三条 次の各号に掲げる運動施設を利用できる時間は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 陸上競技場、第二陸上競技場、野球場、軟式野球場、ソフトボール場、庭球場、サッカー・ラグビー場及び弓道場 午前九時から午後五時まで
  - 二 スポーツ科学センター、体育館、武道館及び宿泊研修所（宿泊施設を除く。） 午前九時から午後九時まで
- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を受けて利用時間を変更することができる。

（休所日）

第四条 センターの休所日は次の各号に掲げる日とする。

- 一 定期休所日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
  - 二 年始休所日 一月一日から四日まで
  - 三 年末休所日 十二月二十八日から三十一日まで
  - 四 臨時休所日 特別の事情により、指定管理者が休所を必要と認めて、教育委員会の承認を受けて定めた日
- 2 前項の休所日であっても、指定管理者は、特に必要と認めた場合は、教育委員会の承認を受けてセンターの全部又は一部を開所することができる。

（専用使用の許可）

第五条 センターの運動施設又は器具を専用使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による許可を受けようとする者は、利用開始の日の二月前の日の属する月の初日から利用開始の日の三日前（スポーツ科学センターのトレーニングルーム（以下「トレーニングルーム」という。）にあっては、一月前）までに、千葉県総合スポーツセンター専用使用許可申請書（別記第一号様式）を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、同項に規定する期間以外であっても同項の申請書を受け付けることができる。
- 4 指定管理者は、第一項の規定による許可をしたときは、同項の規定により専用使用しようとする者に対し、専用使用許可書を交付するものとする。
- 5 第一項の許可には、センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（利用券及び超過利用券）

第六条 センターの運動施設を共同使用しようとする者は、利用券の交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定により交付を受けた利用券による所定の利用時間を超過してセンターの運動施設を共同使用しようとする者は、トレーニングルームにあっては超過利用券の交付を、トレーニングルーム以外の運動施設にあっては新たに利用券の交付を受けなければならない。
- 3 前各項の規定により、利用券又は超過利用券の交付を受けた者は、当該利用券又は超過利用券を係員に提示し、確認を受けなければならない。

（回数券）

- 第七条 トレーニングルームの共同使用に係る回数利用料金を納付して回数券の交付を受けた者は、当該回数券一枚につき十一回分の利用券の交付を受けることができる。
- (利用の制限)
- 第八条 センターの運動施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該運動施設を利用することができない。
- 一 六歳に満たない者が利用しようとする場合で、適当な指導者、保護者又は付添人がいないとき。
  - 二 利用券の有効期間中であっても、当該運動施設が専用使用されているとき。
- 2 前項に定めるもののほか、小学校の児童及び小学校就学の始期に達するまでの者は、トレーニングルームを利用することができない。
- (売店施設の利用等の許可)
- 第九条 第五条の規定にかかわらず、運動施設内において売店施設を利用し、仮設の売店を設置し、又は販売員により移動して物品を販売しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定による許可を受けようとする者は、千葉県総合スポーツセンター売店施設利用等許可申請書(別記第二号様式)を指定管理者に提出しなければならない。
  - 3 第一項の許可には、センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
  - 4 前二項に定めるもののほか、第一項の許可に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- (園地等の利用の許可)
- 第十条 園地等(運動施設以外の施設をいう。以下この項において同じ。)において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
- 一 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
  - 二 業として写真又は映画を撮影すること。
  - 三 興行を行うこと。
  - 四 競技会、展示会その他これらに類する催しのため園地等の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の規定による許可を受けようとする者は、千葉県総合スポーツセンター園地等利用許可申請書(別記第三号様式)を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の許可について準用する。
- (利用者の遵守義務)
- 第十一条 センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 利用を許可された場所以外の場所を利用しないこと。
  - 二 センターの施設又は器具を損傷し、又は汚損しないこと。
  - 三 センター内の秩序を乱し、又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。
  - 四 壁、柱、柵等にはり紙をし、又はくぎ類等を打たないこと。
  - 五 その他指定管理者の指示に従うこと。
- (利用許可の取消し等)
- 第十二条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による許可を取り消し、又はセンターの施設若しくは器具の利用の停止を命ずることができる。
- 一 虚偽の利用許可の申請をしたとき。
  - 二 第五条第五項及び第九条第三項(第十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。
  - 三 前条の規定に違反したとき。
- (損害の賠償)
- 第十三条 利用者が、その故意又は過失によりセンターの施設又は器具を損傷し、又は汚損したときは、教育長の指示するところにより、これを原状に復さなければならない。この場合において、損傷し、又は汚損したセンターの施設又は器具を原状に復することができないときは、教育長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。
- (教育委員会が管理する場合の特例)

第十四条 条例第十条第一項の規定により教育委員会がセンターの管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第三条第二項、第四条、第五条又は第九条から第十二条までに規定する業務のいずれかが含まれるときにおけるこれらの規定及び別記様式の規定の適用については、第三条第二項、第四条第一項第四号及び第二項、第五条第一項から第四項まで、第九条第一項及び第二項、第十条第一項各号列記以外の部分及び第二項、第十一条第五号並びに第十二条各号列記以外の部分中「指定管理者」とあるのは「教育長」と、第三条第二項中「教育委員会の承認を受けて利用時間」とあるのは「利用時間」と、第四条第一項第四号中「、教育委員会の承認を受けて定めた日」とあるのは「定めた日」と、同条第二項中「教育委員会の承認を受けてセンター」とあるのは「センター」と、第五条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該専用使用について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」と、第九条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用等について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項各号列記以外の部分中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該行為について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」と、別記様式中「千葉県総合スポーツセンター指定管理者」とあるのは「千葉県教育委員会教育長」とする。

2 条例第十条第一項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、当該業務に第五条、第九条又は第十条に規定する業務のいずれかが含まれるときにおいては、教育委員会が当該業務を行うこととなった日において現に第五条第二項、第九条第二項又は第十条第二項の規定により指定管理者に対して行っている許可の申請は、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する第五条第二項、第九条第二項又は第十条第二項の規定により教育長に対して行っている許可の申請とみなす。

3 条例第十条第一項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第五条第一項、第九条第一項及び第十条第一項各号列記以外の部分の規定の適用については、第五条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該専用使用について教育長の許可を受けている場合は、この限りでない」と、第九条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用等について教育長の許可を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項各号列記以外の部分中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該行為について教育長の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 前項の場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなった日において現に第一項の規定により読み替えて適用する第五条第二項、第九条第二項又は第十条第二項の規定により教育長に対して行っている許可の申請は、当該日以後においては、第五条第二項、第九条第二項又は第十条第二項の規定により指定管理者に対して行っている許可の申請とみなす。

(委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十一年六月十五日から施行する。ただし、第四条の規定及び第九条の規定（同条第一号に係る部分に限る。以下同じ。）並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成十一年六月十四日までの間における第四条の規定及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「所長」とあるのは、「教育委員会」とする。

附 則（平成十二年二月二十九日教育委員会規則第二号）

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十五年三月二十八日教育委員会規則第十号）

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(総合運動場管理規則の廃止)

- 2 総合運動場管理規則(昭和三十二年千葉県教育委員会規則第八号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前のスポーツ科学総合センター管理規則(以下「改正前規則」という。)又はこの規則による廃止前の総合運動場管理規則(以下「廃止前規則」という。)の規定により提出されている申請書又は交付されている許可書等は、改正後のスポーツ科学総合センター管理規則の相当規定によりそれぞれ提出又は交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行前に、改正前規則又は廃止前規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

附 則(平成十七年十一月四日教育委員会規則第二十四号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。(後略)

附 則(平成十七年十一月四日教育委員会規則第二十五号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。(後略)

附 則(平成十八年三月三日教育委員会規則第四号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二十年八月二十九日教育委員会規則第十四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第五項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の総合スポーツセンター管理規則(以下「改正前の規則」という。)第三条又は第七条の規定によりセンターの長(以下「所長」という。)がした許可又は所長に対してなされた申請は、施行日以後においては、改正後の千葉県総合スポーツセンター管理規則(以下「改正後の規則」という。)第五条又は第九条の規定により指定管理者がした許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。
- 3 施行日前に改正前の規則第五条の規定により回数券の交付を受けている場合において、当該回数券に係る利用券の交付が施行日以後に行われるときは、当該回数券は改正後の規則第七条の規定により指定管理者から交付を受けたものとみなす。
- 4 施行日前に、改正前の規則の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(準備行為)

- 5 改正後の規則第二条の規定による指定管理者の指定をした旨の告示は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成二十一年七月十七日教育委員会規則第十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年九月三十日教育委員会規則第十八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県総合スポーツセンター管理規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別 記

第一号様式

(第五条第二項)

第二号様式

(第九条第二項)

第三号様式

(第十条第二項)